第三十九条の二十の六中「第六十六条の九の二第十項第三号」を「第六十六条の九の二第十二項第三号」に改める。

第三十九条の二十の七第十一項中「第六十六条の九の二第六項」を「第六十六条の九の二第八項」に、「第六十六条の九の二第八項」を「第六十六条の九の二第十項」に、「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第三十九条の二十の九第一項及び第四項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の二第十四項」を「第六十六条の九の二第十七項」に改める。

第三十九条の二十二の二を削る。

第三十九条の二十四第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第一号を次のように改める。

一　当該株式が法第六十六条の十三第一項各号に掲げる株式のいずれかに該当するものであること。

第三十九条の二十四の二第一項第二号イ中「資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される」を「法第六十六条の十三第一項第一号に掲げる」に改め、同項第三号中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額」を「二百億円（当該特定株式が同項第一号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）」に、「当該金額」を「二百億円（当該特定株式が同号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円）」とする。」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第八項第二号中「第六十六条の十三第十項」を「第六十六条の十三第十項各号」に改め、同項第三号中「第六十六条の十三第十項に規定する末日」を「第六十六条の十三第十項各号に定める日」に改め、同項第四号中「同条第十項に規定する末日」を「同条第十項第一号に定める日」に、「当該末日」を「同号に定める日」に改め、同条第二十一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に、「同項第一号」を「同条第二項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十七項」に、「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六十六条の十三第十三項に規定する政令」を「第六十六条の十三第十五項に規定する政令」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項第一号イ中「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同号ロ(2)中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六十六条の十三第十二項第二号」を「第六十六条の十三第十四項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第六十六条の十三第十二項第一号」を「第六十六条の十三第十一項第六号」を「第六十六条の十三第十三項第六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第六十六条の十三第十一項第六号」を「第六十六条の十三第十三項第六号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第六十六条の十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第一項第三号に掲げる株式に該当する同項に規定する特定株式（第一号及び第二号において「特定株式」という。）に係るものに限る。第一号及び第二号において「引継特別勘定の金額」という。）を有する同条第十三項に規定する設定法人に係る同項（第八号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　引継特別勘定の金額に係る特定株式の法第六十六条の十三第十三項第八号ロの取得の日は、当該特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該特定株式の取得の日とする。

二　法第六十六条の十三第十三項第八号ロの設定法人には、引継特別勘定の金額に係る特定株式を有していた法人を含むものとする。

第三十九条の二十四の二第十項中「第六十六条の十三第十一項第五号」を「第六十六条の十三第十三項第五号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六十六条の十三第十一項第一号に」を「第六十六条の十三第十三項第一号に」に改め、同項第一号中「第六十六条の十三第十一項第一号」を「同条第十一項第一号」に、「同条第十一項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十一項の特定株式に係るものに限る。）を有する同条第十一項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用について準用する。この場合において、前項第一号中「第六十六条の十三第十項」とあり、及び同項第二号中「第六十六条の十三第十項各号」とあるのは「第六十六条の十三第十一項」と、同項第四号中「同条第十項第一号に定める日」とあるのは「同条第十一項に規定する三年を経過する日」と、「同号に定める日」とあるのは「当該三年を経過する日」と読み替えるものとする。

10　法第六十六条の十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十二項の特定株式に係るものに限る。）を有する同条第十二項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用については、同項に規定する合併事業年度以前の各事業年度には、当該特別勘定の金額に係る同項の特定株式を有していた法人の各事業年度を含むものとする。

第三十九条の二十八第一項第一号中「五百人」を「四百人」に改める。

第三十九条の三十一第四項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第三十九条の三十二の三第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「掲げる資産」の下に「のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げるエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備に該当するもの」を加える。

第三十九条の三十三第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条の三十三の二第一項中「特例適用投資組合契約等（」を削り、「係る投資組合契約」の下に「（法第四十一条の二十一第四項第一号に規定する投資組合契約をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この条において同じ」を「（以下この項及び次項において「特例適用投資組合契約等」という」に改め、同項第二号中「第二十六条の三十第二項」を「第二十六条の三十第五項」に改め、同項第三号中「が同条第四項第三号」を「が同令第百七十八条第四項第三号」に改める。

第三十九条の三十四の二第一項第四号中「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「係る」の下に「現物分配法人及び」を加え、同号を同項第五号とし、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第三十九条の三十六第六号中「附則第五十二条第五項又は第五十三条」を「附則第五十三条」に改め、「第四十七条の二又は」を削り、同条に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十九条の三十七第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。